

BDオーナーズクラブ

《会員規約》

第1条(目的)

本規約は、会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条(資格)

当クラブの主旨に賛同する、志の高いダンス教室経営者とする。なお、会員の種類は下記のとおりとする。

1. 正会員
2. 準会員

第3条(入会)

当クラブの会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、会員期間は1月から12月までの1年間とする。会員は1事業所につき正会員1名と準会員1名の登録とする。

第4条(年会費及び納入)

会費は、第4条で規定する金額を指定された期日までに、当クラブの指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。

また、事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月にかかわらず年額の全額とする。

1. 正会員 入会金20,000円、年会費60,000円
2. 準会員 入会金免除 年会費30,000円

第5条(更新)

当クラブの賛助会員を更新するためには、毎年12月に当クラブから通知される更新手続きにより更新申込を申請し、承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

第6条(退会)

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第7条(除名)

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、当会の議決により、これを除名することができる。その場合納入された年会費は返納しない。

また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

1. 当会定款、本規約に違反した場合。
2. 第10条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
3. 故意、過失に問わず、当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合。

第10条(禁止事項)

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

1. 会員情報など当クラブへ虚偽の申請を行う行為。
2. 他の会員、第三者もしくは当会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
3. 当クラブの許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為。
4. その他、当クラブが不適切と判断する行為。

第11条(免責事項)

本サービスの停止等で発生した、あるいはサービスを利用することで発生した損害等は、運営の責による場合を除き、運営は責任を負わないものとする。

(附則)

本規約は令和3年2月1日から施行する。

令和5年1月改定